

## 資料⑤

医師臨床研修関係新聞記事抜粋

勤務は週114時間 月給は「奨学金」6万円



医家ミスが、相次いで明らかになっている。とりわけ目立つのが、医師免許をとったばかりの研修医が起す医療事故だ。関西医科大学と前年共ら4月末、岩手県岩手市反の院いで書類送検され、研修医の働き方に初めて捜査

のミスが入った。あいまいな身分のまま、研修医を扱い手当て長時間にかける大学病院の横行に、患者のいのちにかかわる事故の背後にも潜んでいる。

(見聞 知子) (山之上 玲子)

# 研修医哀歌

過給が過密勤務を過労がミスを生む

研修医の働き方は、かつては「過給」が「過密勤務」を生む、それが「過労」を生み、それが「ミス」を生む、という流れがあった。しかし、今は違う。今は「過給」が「過密勤務」を生む、それが「過労」を生み、それが「ミス」を生む、という流れがある。これは、研修医の働き方の変化を示している。

研修医の働き方は、かつては「過給」が「過密勤務」を生む、それが「過労」を生み、それが「ミス」を生む、という流れがあった。しかし、今は違う。今は「過給」が「過密勤務」を生む、それが「過労」を生み、それが「ミス」を生む、という流れがある。これは、研修医の働き方の変化を示している。

研修医の働き方は、かつては「過給」が「過密勤務」を生む、それが「過労」を生み、それが「ミス」を生む、という流れがあった。しかし、今は違う。今は「過給」が「過密勤務」を生む、それが「過労」を生み、それが「ミス」を生む、という流れがある。これは、研修医の働き方の変化を示している。

## 病院支える安い労働力

病院を支える安い労働力。これは、病院の運営に不可欠な存在である。しかし、その働き方は、かつては「過給」が「過密勤務」を生む、それが「過労」を生み、それが「ミス」を生む、という流れがあった。しかし、今は違う。今は「過給」が「過密勤務」を生む、それが「過労」を生み、それが「ミス」を生む、という流れがある。これは、病院の運営に不可欠な存在である。

病院を支える安い労働力。これは、病院の運営に不可欠な存在である。しかし、その働き方は、かつては「過給」が「過密勤務」を生む、それが「過労」を生み、それが「ミス」を生む、という流れがあった。しかし、今は違う。今は「過給」が「過密勤務」を生む、それが「過労」を生み、それが「ミス」を生む、という流れがある。これは、病院の運営に不可欠な存在である。

全国私大病院の臨床研修医の処遇

大学名	手当月額(円)	保険加入有無
大 手 医 大	50000か100000	○
大 本 医 大	30000か150000	○
大 東 医 大	50000	○
大 京 医 大	80000	○
大 京 女 子 医 大	50000	○
大 京 金 大	45000	○
大 京 大	58000	○
大 京 大	25000	○
大 京 大	45000	○
大 京 大	50000	○
大 京 大	50000	○
大 京 大	60000	○
大 京 大	122000	○
大 京 大	60000	○
大 京 大	75000	○
大 京 大	150000	○
大 京 大	60000	○
大 京 大	70000	○
大 京 大	140000	○
大 京 大	162000	○
大 京 大	60000	○
大 京 大	60000	○
大 京 大	165000	○
大 京 大	170000	○
大 京 大	129000	○
大 京 大	163000	○
大 京 大	70000	○
大 京 大	72000	○
大 京 大	208700	○
大 京 大	216700	○
大 京 大	150000	○
大 京 大	150000	○
大 京 大	160000	○
大 京 大	120000	○
大 京 大	160000	○
大 京 大	80000	○
大 京 大	165000	○
大 京 大	185000	○
大 京 大	158400	○

今年9月現在、各大学の主な病院を対照に朝日新聞社が調べた。研修方式により金額などが異なる病院もある

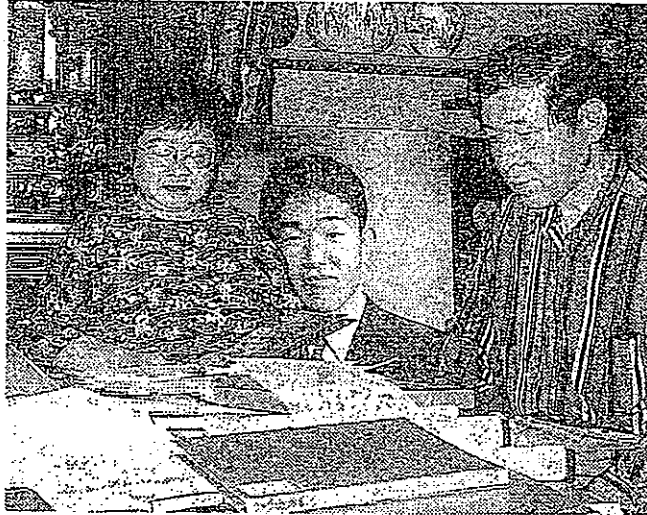
# 「みんな過労死寸前」

医師免許を取得したばかりの研修医が、サポートもほとんどないまま医療の最前線に抱き込まれている。大学病院の研修医のお寒い実態が、医学生団体の調査でわかった。医療の高度化が進む中、研修医の医療事故も相次いでいる。過酷な労働環境、少ない給料、不十分な指導・教育……。日本の医療の遅れを象徴するとされる、研修医制度の実態を探った。(本文記事一面)

## ① 大学病院を問う 研修医

一人の研修医の死が今、全国の大学病院に波紋を広げている。

関西医科大学付属病院耳鼻咽喉科の研修医、森大仁さんが、住んでいた大学近く



「息子の死は、決して特別なケースではない」と、森大仁さんの両親は訴える(中央は、大仁さんの遺影)

## 酷使される「安価な労働力」

### 26歳の週14時間働き月給6万

「インシジョンで急性心筋梗」  
同大から森君が来ない。働時間は法定の週四十時間  
うまくなつたのは一と大阪府堺市の実家に連絡  
九九八年八月、医師になつて四か月目、二十六歳だつた。週間の息子の言葉を思い、給与は月六万円。健康保険出した。「倒れるかもしれも未加入だつた。

は(母)変わらな。激務に加えて問題なのは、先鋒医師のサポートのないまま、未熟な研修医が医療の最前線に抱き込まれる機会が少なくないことだ。文部科学省によると、ある国立大病院の内科医局では、研修医の診療時間は週

「研修医は『安価な労働力』として酷使される。その体制が患者の安全への配慮を欠いていたことは事実」と、国立大病院の病院長の一人は指摘する。

研修医の多くは単独診療に不安を抱いている。それは「患者本位の医療」ともほど遠い。だが、見直しの動きはまだ見えてこない。父の元に、研修医からこんなメッセージが届いた。「過労死直前の研修医ばかりです。患者の方が元気です。大仁さん、天国から我々を助けて下さい」

◇ 意見、ご感想を社会部医療班にお寄せ下さい(送り先は「このページ」の下段)。

ん。でも、病院はたくさん医師者がおるから」「しんじい」「食事も取れない」。大学では陸上部の長距離選手だった大仁さんが、そう漏らし始めたのは六月。電話などで胸の痛みを訴えながら、「休みは取れず、診てもう時間もない」と話していた。

息子の死後、同大や同僚を訪ね歩いた父は、過酷な研修医の実態に驚いた。早朝は入院患者の点滴や採血、そのあと外来患者の診察や手術の助手、病棟回りの続き、深夜まで医局での雑用やデータ整理。当直は夕方から翌朝までだが、それに降も勤務は続く。若

「これはひど過ぎる」。父の訴えを受けた地元北大阪労働基準監督署は九月十、同大に労働環境の是正を勧告した。

ところが、同大は「研修医は臨床研究教育を受け、労働者ではない」と反論。同労基署は先月末、同大と当時の学長や事務部長について労基法違反容疑で書類送検に踏み切った。研修医の実態に捜査のメスが入った初のケースだ。

大仁さんの同級生四十人は、平均勤務時間が週約八十一時間、85%が「休憩時間不定」と答えた。他の多くの大学病院でも、状況

七十八時間だったのに対して酷使される。その体制が患者の安全への配慮を欠いていたことは事実」と、国立大病院の病院長の一人は指摘する。

研修医の多くは単独診療に不安を抱いている。それは「患者本位の医療」ともほど遠い。だが、見直しの動きはまだ見えてこない。父の元に、研修医からこんなメッセージが届いた。「過労死直前の研修医ばかりです。患者の方が元気です。大仁さん、天国から我々を助けて下さい」

◇ 意見、ご感想を社会部医療班にお寄せ下さい(送り先は「このページ」の下段)。

# 研修医は「労働者」

## 医療の最前線で長時間労働、薄給

### 厚労省 労基法適用へ

厚生労働省は二十八日、医療の最前線で過労死の危険を帯びてきた研修医を「労働者」と認め、労働基準法を適用する方針を固めた。これまでは研修医の立場は不明で、労働時間が法定基準を大きく上回る現状が放置されていた。今年四月には、急死した研修医(当時二十六歳)の労務管理の問題があったとして、関西医科大学(大阪府)の前学長らが労働基準法違反で書類送検されたことを受け、同省は今後、調査とみられるケースの是正に乗り出す。

医師法では、国家試験に合格した医師が二年間、大規模な研修指定病院で臨床研修を行うよう求めている。現在、新人医師の87%が研修を受けているが、昨年十一月の法改正により、二〇〇四年度からは義務化された。

しかし、業種は「医師」な「マンパワー」(国立大病院長)として扱われ、診療行為のほか、深夜まで医局の雑用をこなしているケースも多く、「患者」扱も多く接する研修医が疲弊している状態は危険と指摘されていた。また、給与も国立大病院は月約二十万円で、私立大病院では半数近くが十万円以下で、数万円の病院もあった。

九八年八月、心筋梗塞で急死した関西医科大学の研修医の場合、労働時間は一〇時間以上、一日の法定超過四十時間の三倍近い結果研修教育を受けている者で、労働者とはならないと反論したが、同省は「示す必要はない」と認められたケースが多いと見ている。同省では、「個別に判断する必要があるが、業種を研修医として、同省を「労働者」とは認めない」という方針を固めた。

**午前3時仮眠5時半起床**  
**帰宅するのば着替えだけ**

勤務の実際

は今月から医道看護士の中に研修医を認め、給与水準の大幅引き上げが行われ、研修医の適正な数や制度のあり方について検討を始めた。

坂口厚生労働相は二十八日の参院厚生労働委員会での問題提起で、「病院は忙しいから、研修医は長時間労働するのが当然という雰囲気があった。研修医が本来の研修に専念できる体制をつくらなければならぬ。全体のあり方を見直していく必要がある」と述べた。

国立大病院は今年一月に行った実態調査によると、国立大病院の一年度の研修医の過労時間(「診療時間」だけに限っても、内科で七十八・四時間、外科で七十九・三時間、教授は三十一時間)だった。調査にかかわった医師は「研修医が医療の最前線を担う現状を示している」と分析している。

# 研修医死亡事件で 関西医大起訴猶予

法基  
容疑  
労違反

研修医が急性心筋梗じ  
そんで死亡したのは違法  
な長時間労働によるもの  
だとする遺族の告訴を差  
け、労働基準法(労働者  
名簿の作成義務など)違  
反容疑などで書類送検さ  
れた学校法人・関西医科  
大学(大阪府守口市)と

田代裕・前理事長(45)は  
ついで、大阪地検は10  
日、法人としての関西  
医大と同医大付属病院の  
事務部長(60)を不起訴処  
分(起訴猶予)とした。  
また、田代前理事長は職務  
権限がないとして、嫌疑  
なしの不起訴処分とし

た。

告訴状によると、同医  
大付属病院の研修医とな  
った森大仁さん(当時28)  
は98年6月1日から同年  
8月15日までの間、早朝  
から深夜まで同病院で働  
き、労働時間が法定の  
週40時間を大きく上回る  
55.8時間にも及んだ  
が、病院は労働時間を把  
握する義務を怠った。森  
さんは同年8月16日、急  
性心筋梗じをうけて死亡  
した。

大と事務部長について  
「労働者として扱われな  
らなければならない意識が欠  
けており、労働者を簿に  
記載していなかった」と  
指摘。そのうえで「犯罪  
は成立するが、他病院で  
も同様の状況が慣習化し  
ており、訴追するの  
は妥当でない」と判断し  
た。

大阪地検は、「研修医  
の労働は正規に雇用され  
てくる医師と異なるよ  
うな部分があった」と認  
定した。また、関西医

# 「研修医は労働者」

## 死亡事件で 関西医大に賠償命令 大阪地裁支部

大学病院が研修医を労働者扱いせず、共済制度に加入させなかったり、最低賃金を下回る報酬しか支給しなかったりしたのは違法だとして、研修中に死亡した医師の両親が学校法人関西医科大学（大阪府守口市）に損害賠償などを求めた訴訟の判決が28日、大阪地裁支部であった。中略裁判長は「研修医は指導医の命令に従って診察や治療をしており、労働者にあたると述べ、大学側に遺族共済年金や未払い賃金に相当する金額約916万円の支払いを命じた。

問、平日は午前7時30分から午後7時まで指導医の診察の補助や点滴をし、病院を出るのは午後10時ごろだった。土曜や日曜日にも朝から出勤するなど終日休んだのは6日間だけだった。

この間、大学側は森さん（28）に月額6万円の「奨学金」を支給し、私立学校

指揮命令下に医療業務に従事する労働者だった」と認定。「研修医は自分の意思で教育研修を受けたい」とする大学側の主張を退けた。

そのうえで、森さんを労働者の重要な福祉制度である私学共済に加入させていられなかったことができたはずの遺族共済年金や、最低賃金との差額分に相当する金額の支払いを大学側に命じた。

（35面に関係記事）  
あぐまいな身分の先ず安さで研修医を指導

問、平日は午前7時30分から午後7時まで指導医の診察の補助や点滴をし、病院を出るのは午後10時ごろだった。土曜や日曜日にも朝から出勤するなど終日休んだのは6日間だけだった。

この間、大学側は森さん（28）に月額6万円の「奨学金」を支給し、私立学校

認定労働者医労修研

最低賃金に届かぬ報酬

遺族「改善の契機に」

過酷な労働環境に置かれていた研修医を労働者と認定した司法判断が、大阪地裁で示された。労働者の最低賃金を下回る報酬などを違法と判断した。「研修医の奴隷的な労働環境は関西圏大卒の問題ではない。改善しなくてはならない。」と述べた。

大阪地裁は、研修医の最低賃金を下回る報酬などを違法と判断した。「研修医の奴隷的な労働環境は関西圏大卒の問題ではない。改善しなくてはならない。」と述べた。

大阪地裁は、研修医の最低賃金を下回る報酬などを違法と判断した。「研修医の奴隷的な労働環境は関西圏大卒の問題ではない。改善しなくてはならない。」と述べた。

大阪地裁は、研修医の最低賃金を下回る報酬などを違法と判断した。「研修医の奴隷的な労働環境は関西圏大卒の問題ではない。改善しなくてはならない。」と述べた。

大阪地裁は、研修医の最低賃金を下回る報酬などを違法と判断した。「研修医の奴隷的な労働環境は関西圏大卒の問題ではない。改善しなくてはならない。」と述べた。

大阪地裁は、研修医の最低賃金を下回る報酬などを違法と判断した。「研修医の奴隷的な労働環境は関西圏大卒の問題ではない。改善しなくてはならない。」と述べた。

大阪地裁は、研修医の最低賃金を下回る報酬などを違法と判断した。「研修医の奴隷的な労働環境は関西圏大卒の問題ではない。改善しなくてはならない。」と述べた。

酷使許す医局ピラミッド

研修医の過酷な労働環境に置かれていた。最低賃金に届かぬ報酬、長時間労働、休暇取得困難など、医局のピラミッド構造が問題視されている。

研修医の労働環境改善を促す。最低賃金に届かぬ報酬、長時間労働、休暇取得困難など、医局のピラミッド構造が問題視されている。

今回の判決結果を聞いた研修医は、労働者の権利を認め、改善を求めた。

「研修医は労働者か」という問いに対し、労働法上の観点から、労働者と認定されるべきだと主張する声がある。

「研修医は労働者か」という問いに対し、労働法上の観点から、労働者と認定されるべきだと主張する声がある。

「研修医は労働者か」という問いに対し、労働法上の観点から、労働者と認定されるべきだと主張する声がある。